コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SANYU CO.,LTD.

最終更新日:2015年7月10日
株式会社サンユウ
代表取締役社長　西野　淳二
問合せ先:総務企画部　TEL：072-858-1251
証券コード:5697
http://www.sanyu-cfs.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「誠実」をモットーに企業価値を高め、「株主」、「取引先」、「地域社会」、「従業員」などの皆様からなお一層信頼される企業となることで永続的な発展を図ることを経営目標としており、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、必要な施策を適時に実施していくことが経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。
当社は業務の有効性と効率性を追及し、財務報告の信頼性を確保するとともに関連諸法規の遵守を図るため、内部統制システムを適切に整備・運用するとともに企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	2,035,000	33.41
株式会社メタルワン	315,000	5.17
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	295,000	4.84
日鉄住金物産株式会社	250,000	4.10
サンユウ従業員持株会	221,480	3.64
永田麻里	187,552	3.08
佐藤商事株式会社	180,000	2.96
日本証券金融株式会社	161,900	2.66
柏木伸夫	135,980	2.23
株式会社りそな銀行	110,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は親会社及び支配株主のいずれも有しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水良寛	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水良寛	○	独立役員に指定しています。	＜招聘理由＞ 清水良寛氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、また他社で社外役員を経験されていることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、専任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 同氏は、上記a～kの内、hを除いていずれにも該当しておらず、また当社との間に特別の利害関係もないことから、十分な独立性が確保されていると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査部門との間で定期的または必要の都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図っております。
社長直轄の内部監査室及び内部統制室を設置しており、監査役との協力関係の下、内部監査室は社長特命事項の業務監査を、内部統制室は内部統制委員会において決定された年度別内部統制計画に基づく会社全般に係わる内部監査を、それぞれ行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中優	他の会社の出身者										△			
熊岡繁喜	税理士													
長谷川泰一郎	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中優	○	常勤監査役で独立役員に指定しています。	＜招聘理由＞ 田中優氏は、丸紅株式会社及び伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において経理及び監査業務に従事するなど、経営全般に対し豊富な経験を有しており、それを当社の監査に活かしていただきたいため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞

			同氏は、上記a～mの内、jを除いていずれにも該当しておらず、また当社との間に特別の利害関係もないことから、十分な独立性が確保されていると判断しました。
熊岡繁喜		税理士	＜招聘理由＞ 熊岡繁喜氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、選任しております。
長谷川泰一郎		当社の「その他の関係会社」、「大株主」であり、且つ「特定関係事業者（主要な材料仕入れ先）」である新日鐵住金株式会社の業務執行者であります。	＜招聘理由＞ 長谷川泰一郎氏は、材料仕入れついて当社との間で取引がある新日鐵住金株式会社において同社の大阪支社棒線第一室長を務めるなど、鉄鋼人としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、それらを当社の経営全般の監査に活かしていただきたいため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の規模及び業態を勘案すると取締役に対し特別のインセンティブを付与する必要がないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期において、当社の取締役に支払った報酬は、取締役8名に対し108,624千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特に専門の担当を任命しておりませんが、取締役会の運営責任部署である総務企画部がサポート機能を担い、社外取締役及び社外監査役に対する取締役会のスケジュール連絡・資料配布（必要な場合には事前配布）及び社内外の情報提供等、必要な事務サービスの提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役は8名（内、社外取締役1名）、監査役は3名（内、社外監査役3名）で構成されております。
取締役会は、原則月1回以上開催し、当社グループの対処すべき経営課題や重要事項について、適法性・効率性・成長性等を十分に審議し決定しております。
取締役会における決定事項は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき執行されます。
当社は、第69期定時株主総会（平成27年6月26日開催）での承認決議に基づき、同日より新たに社外取締役を置いております。今後、社外取締役による取締役会での業務執行の監視・監督などにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。
監査役は、取締役会や重要会議等に出席するほか、業務及び財産の状況を調査する等の監査業務を行っております。監査役と会計監査人は定期的に会合し意見交換を行っております。
内部監査については、社長直轄の内部監査室が、監査役との協力関係の下、監査業務を行っております。
コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進については、内部統制室主導のもと内部統制委員会を中心に内部統制システムの構築及びその維持改善を図っております。

当社の組織規模から見ますと、上述した既存組織を活用するほか経営会議等、各種委員会組織を別個に設置しないと効率的な意思決定や適切な業務遂行が行えないということはありませんので、それらについては特に設けておりません（但し、内部統制委員会は除きます）。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、当社の事業に精通した取締役7名と社外取締役1名で構成されており、常に対処すべき課題・経営戦略を討議し的確な経営判断を行っており、迅速な意思決定が可能となる体制にあります。
社外取締役からは、独立的な立場から経営の助言を得るなど、取締役会の意思決定機能と監視機能の強化を確立しております。
また、当社の監査役会は、監査役（3名）全員が社外監査役で、うち2名は鉄鋼ビジネスに精通しております。
毎月1～2回開催される取締役会には常時出席するほか、常勤監査役（1名）は社内の重要会議にも出席する等、社外からの経営チェックという面では取締役等の業務執行を客観的に監視する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	平成19年6月開催の第61期定時株主総会から、パワーポイントを活用したビジュアル化を導入しております。以降、出席株主の皆様に理解していただきやすいよう、毎年改善を加え、丁寧な株主総会の実現に取組んでいます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにプレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名：総務企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	サンユウ　コンプライアンス　プログラムにおいて規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況
当社は、業務の有効性と効率性を追求し、財務報告の信頼性を確保するとともに関連諸法規の遵守を図るため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に整備・運用するとともに企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めてまいります。

[具体的内容]
(1)当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の経営管理体制は取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成されます。
取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受けます。
業務を執行する取締役(「業務執行取締役」)は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告します。
また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視します。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管します。
また、財務情報等の重要な経営情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努めます。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を執行します。
安全衛生、環境・防災、情報管理、販売・購買・品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門が規程・マニュアル等を整備し、従業員へ教育・啓蒙活動を通して周知するとともに、そのリスク管理状況を内部統制室とタイアップして行うモニタリング等を通じて把握・評価し、継続的な改善に向けたリスク管理活動に努めます。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
予算計画、設備投資及び投融資等の重要な個別執行事項については、取締役会規程に基づき取締役会において執行を決定します。
取締役会での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役及び各部門長等が遂行します。また、各部門長の権限・責任を明確化するため組織規程及び業務分掌規程において、必要な業務手続き等を定めます。

(5)当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「サンユウ企業理念」及び経営方針に基づき、全ての役員・従業員が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とします。業務執行取締役及び各部門長は、各部門の業務運営方針等を従業員に対し周知・徹底します。
各部門長は、内部統制基本規程及びサンユウ コンプライアンス プログラムに従い、自部門における法令・規程遵守状況の把握等、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに内部統制室及び総務企画部門に報告します。
内部統制室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じます。
これらの内容については、定期的に開催される代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会に報告され、コンプライアンスのチェックを行うとともに全ての役員・従業員に対する意識付けを徹底します。コンプライアンス活動の一環として講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、従業員に対する教育体制を整備・拡充します。
従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。違法行為等を行った従業員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社は、事業戦略を共有化するとともに、一体となった経営を行います。
グループ会社の内部統制システムについては、各グループ会社社長の責任に基づく自律的な構築・運用を基本としつつ、内部統制室長は各主管部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各主管部門及び各グループ会社に対し、指導・助言を行います。

(7)監査役の監査に関する事項
当社の取締役、部門長及びその他の使用人等(当社の取締役等)は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。
また、当社の取締役等は、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項について、取締役会及び内部統制委員会等において報告し、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受けます。
グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部統制室等当社関係部門を通じて報告します。
当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いは行いません。
会計監査人、内部統制室長及び内部監査室長は、それぞれ監査役と定期的にまたは必要の都度、それぞれの重要課題等に関する意見または情報交換を行う等、相互に連携を図ります。また、内部統制室長は内部通報制度の運用状況について監査役に報告します。
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上します。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「サンユウ企業理念」及び「サンユウ　コンプライアンス　プログラム」において、社会と共生し、社会から信頼される会社であり続けることを掲げるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当要求等には一切応じないことを旨とした社内規程を定め、これに基づく社内体制を整えております。
具体的には、当社内に統括部署及び総括責任者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施する等、啓蒙活動に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

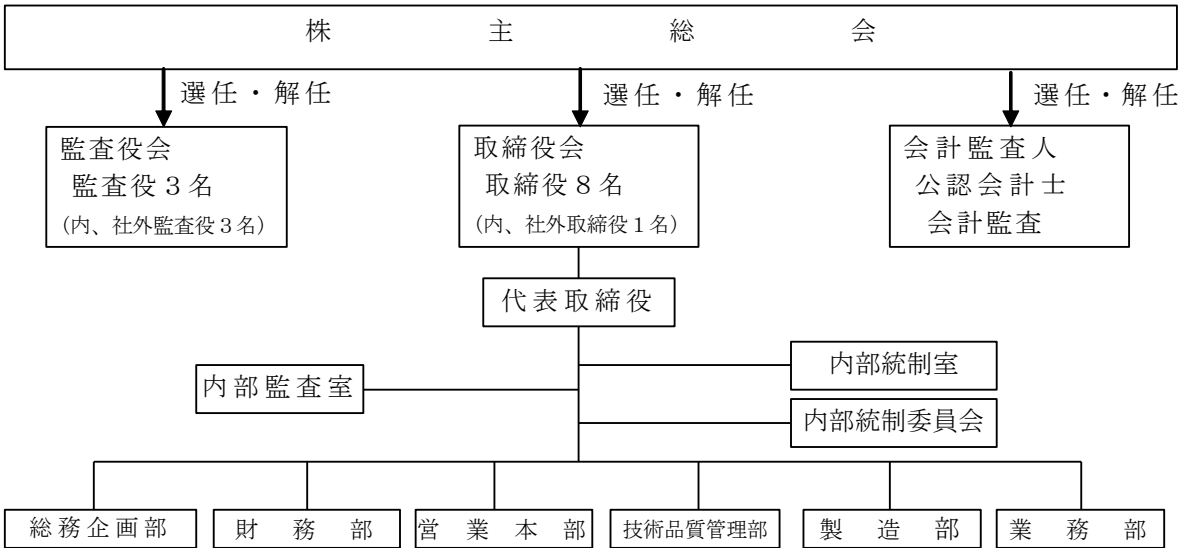
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制
当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は別紙1.のとおりであります。

(2) 適時開示体制の概要
当社は、投資者に対し重要な会社情報を迅速、正確、公平に開示するため「内部情報管理規程」を制定しております。
内部情報管理の主幹部は総務企画部が担当し、総務担当取締役が情報開示責任者としてその業務に当たっております。
会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は別紙2.のとおりであります。

別紙 1.　＜コーポレート・ガバナンス体制＞



別紙２.＜会社情報の適時開示に係る社内体制＞

